病気休暇の承認手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 東大阪支援学校 | 30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが１件あった。

|  |
| --- |
| 診断書における休業期間 |
| 平成29年８月17日から同年９月30日まで（45日間） |

 | 今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】（病者の報告等）第31条　安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第４号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。　一　病毒伝ぱのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員　二　精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員　三　心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員【大阪府公有財産規則】(管理の原則)第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。(使用許可の範囲)第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。【大阪府公有財産規則】(管理の原則)第14条　公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。(使用許可の範囲)第22条　行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の４第７項の規定により、その使用を許可することができる。一　府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。二　国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。三　水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。四　災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。五　国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。六　行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。七　前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。  | 検出事項について、復業に係る病者報告書を福利課に提出した。今後は、法令等に基づき、適正に処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成31年１月30日）